

幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）における  
チャレンジ実証実験 事業者募集要項

令和7年6月

千葉県企業局

# 目 次

## I 本 文

|   |                                    |   |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 募集の主旨 .....                        | 1 |
| 2 | 募集する企画提案 .....                     | 1 |
| 3 | 応募資格 .....                         | 4 |
| 4 | 現地説明会 .....                        | 5 |
| 5 | 質問事項の受付 .....                      | 5 |
| 6 | 企画提案書の提出 .....                     | 5 |
| 7 | 事業候補者の決定 .....                     | 6 |
| 8 | 共同溝の行政財産使用許可及び出入口用地の貸付契約の締結等 ..... | 6 |
| 9 | その他留意事項 .....                      | 8 |

## II 別 紙

|   |                             |       |
|---|-----------------------------|-------|
| 1 | 対象地等の概要 .....               | 1 0   |
| 2 | 位置図 .....                   | 1 1   |
|   | 拡大地区共同溝全体図.....             | 1 1－2 |
| 3 | 平面図 .....                   | 1 2   |
| 4 | 共同溝平面図 .....                | 1 3   |
| 5 | 断面図 .....                   | 1 4   |
| 6 | 断面図（占用予定者配線スペース使用の場合） ..... | 1 5   |
| 7 | 審査基準 .....                  | 1 6   |

## III 様 式

|   |                                             |     |
|---|---------------------------------------------|-----|
| 1 | 幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）チャレンジ実証実験事業質問書（様式1） .....   | 1 7 |
| 2 | 幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）チャレンジ実証実験事業企画提案書（様式2） ..... | 1 8 |
| 3 | 企画提案の概要（様式3） .....                          | 1 9 |
| 4 | 法人概要（様式4） .....                             | 2 0 |
| 5 | グループ概要（様式5） .....                           | 2 2 |
| 6 | チャレンジ実証実験事業計画概要（様式6） .....                  | 2 5 |
| 7 | 応募書類等誓約書（様式7） .....                         | 2 7 |
| 8 | 誓約書（様式8） .....                              | 2 8 |
| 9 | 役員等名簿（様式9） .....                            | 2 9 |

## IV 参考資料

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 1 | 行政財産使用許可申請書..... | 3 0 |
| 2 | 普通財産貸付申請書 .....  | 3 1 |
| 3 | 土地貸付契約書（案） ..... | 3 2 |

# 幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）における チャレンジ実証実験 事業者募集要項

## 1 募集の主旨

千葉県企業局が管理する幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）は、ライフラインの安定的な供給確保、都市景観上の配慮等を目的として、電線、通信回線、水道管等を車道の地下に収納するために建設された施設です。

幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）のうち当面利用されない溝内空間（熱供給管が敷設される予定であった空間及び共同溝出入口用地に接続する空間。以下「共同溝」という。）について、幕張新都心における共同溝としての特性を生かしつつ暫定的な有効活用を図ることとし、先進的な技術の事業化にチャレンジするための実験、検証、普及等の事業（以下「本事業」という。）を行う場として、同空間を提供するものとします。

このため、以上の趣旨を踏まえた本事業を行う事業者（法人又はそのグループをいう。以下「事業者」という。）を企画提案方式により募集します。

## 2 募集する企画提案

### （1）企画提案の内容

共同溝を活用して本事業（生産を含む。）を行うための企画、設計、設備設置、管理及び運営について提案するものとします。

### （2）本事業の形態等

#### ア 設置及び運営

本事業に係る設備の設置及び運営は、事業者が自ら行うこととします。

#### イ 使用許可対象施設及び貸付対象地（10ページ参照）

##### （ア）共同溝

##### （イ）共同溝出入口用地（以下「出入口用地」という。）

### （3）実施方法及び本事業の期間

ア 共同溝に本事業に必要な設備等を設置するとともに、出入口用地に建屋を設置するものとします。

イ 共同溝の使用許可期間は、原則5年以内とし、事業者の意向を踏まえた上で決定します。また、使用許可期間は、企業局と事業者の間で締結する出入口用地の土地貸付契約の契約期間中、行政目的（電線、通信回線等の敷設）での使用に支障のない範囲で更新を可能としますが、出入口用地の土地貸付契約期間を超えないものとします。

ただし、使用許可期間中に行政目的（電線、通信回線等の敷設）で共同溝を使用することとなった場合等には、使用許可を取り消すことがあります。

ウ 企業局と事業者の間で締結する出入口用地に係る土地貸付契約は、事業用定期借地による貸付とし、貸付期間は10年間とします。

エ 事業者は、上記ウの貸付期間の途中であっても、本事業の継続が困難であると判断した場合は、企業局とあらかじめ協議し、その同意を得た上で土地貸付契約を解除（以下「中途解約」という。）できるものとします。なお、中途解約した場合は、共同溝の使用許可についても取り消すこととします。

#### (4) 提示条件等

ア 共同溝及び出入口用地において、本事業を実施するために要する一切の費用は、事業者が負担するものとします。ただし駐車場・施設等については、企業局と共同で使用するため、面積按分等により、企業局と事業者で協議の上、決定することとします。

イ 共同溝の使用料及び出入口用地の貸付料等は、以下のとおりです。

(ア) 共同溝の年間使用料

1㎡当たり 770 円（別途、消費税及び地方消費税がかかります。）

(イ) 出入口用地の月間貸付料

令和 8 年 7 月 1 日以降に行う不動産鑑定士 2 者による賃料の鑑定評価額を令和 9 年 6 月 1 日時点に修正した金額を勘案して、別に企業局長が定めるものとします。

【参考貸付料】1㎡当たり 207 円（令和 7 年 6 月 1 日時点）

(ウ) 出入口用地の保証金

保証金額は、月間貸付料の 12 か月分とします。保証金には、利息を付さず、本貸付期間満了後、又は中途解約後に債権債務を相殺の上、事業者に戻します。

ウ 共同溝の使用料は、年額とし、年度ごとに企業局が指定する期日までに納入するものとします。なお、使用許可期間が 1 年に満たない場合は、月割で計算して求めた額とします。

出入口用地の貸付料は、月額とし、月ごとに企業局が指定する期日までに納入するものとします。なお、貸付期間が 1 月に満たない場合は、日割で計算して求めた額とします。

エ 本貸付期間満了後、中途解約後又は使用許可の取消し後、事業者が設置した施設は、事業者の負担と責任において撤去し、原状回復して返還するものとします。ただし、企業局が原状回復を要しないと認めた時は、この限りではないものとします。

なお、使用許可の一部を取り消し、又は変更した場合もこれに準じます。

オ 共同溝に設置するものは、仮設のものとし、設置に当たっては共同溝の形質に変更を伴わないものとします。

また、設置に当たっては、配線スペースの使用に支障が出ないように、企業局と協議の上、設計を行うものとします。

カ 上記オの規定の範囲内で、本事業のために必要となる電気設備工事や空調設備工事等を実施できますが、事前に企業局と協議を行うものとします。

キ 共同溝は、設備のメンテナンス時等を除き、原則として人の出入りがないようにするものとします。このため、共同溝と出入口用地との搬入・搬出は、自動搬送を基本とします。

搬入・搬出装置は、西側の連絡通路へ設置することとし、東側の連絡通路は、企業局職員等の出入りに支障が出ないようにするものとします。（13ページ参照）

ク 共同溝の使用に当たっては、必要な注意を払い正常な状態においてこれを維持し、異常を発見し、又は認めたときは、速やかにその旨を企業局へ届け出ることとします。

ケ 事業者がその責に帰する事由により共同溝の全部、又は一部を滅失し、又はき損したときは、修復又はその損害を賠償しなければならないものとします。

この場合、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

コ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動その他事業者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）に伴い共同溝の全部、又は一部を滅失し、又はき損した場合の修復に係る費用の負担者は企業局とします。

また、不可抗力に伴い本事業の継続が不可能となった場合は、使用許可を取り消すこととします。

サ 共同溝では、1年を通して設備の稼働が可能です。

シ 共同溝の使用許可対象区域以外に出入りする場合には、事前に企業局と協議を行うこととします。

ス 共同溝の管理上、企業局の職員が共同溝に出入りすることがあります。その際は、緊急の場合を除き、事前に事業者連絡することとします。

セ 本事業の視察者の受入れは、原則として出入口用地（建屋）で行うものとします。また、企業局、千葉県、地元市が行う視察者の受入れにも協力するものとします。

ソ 出入口用地の土地貸付契約期間中に共同溝を行政目的（電線、通信回線等の敷設）で使用する事となった場合等、出入口用地の土地貸付契約期間中であっても、共同溝の使用許可を取り消すことがあります。

タ 事業者が使用許可の条件及び出入口用地の土地貸付契約に違反する行為をしたときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

チ 共同溝を第三者に占有又は使用させることはできません。

ツ 出入口用地周辺の地質については、ちば情報マップ（地質柱状図）を参照してください。

※ちば情報マップホームページアドレス

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/PositionSelect?mid=6300>

テ 事業者は、関係法令及び条例等を遵守するとともに、施設の設置・運営に必要な諸手続及び許認可（建築確認・承認・使用権等）並びに対応等については、事業者の全責任において適切に行うこととします。

特に、習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、習志野市開発事業指導要綱等については、習志野市関係各課へご確認ください。

ト 施設設置や運営に当たり発生する工事に伴う騒音、振動、ほこり等の近隣への影響、近隣からの苦情、トラブル等及び緑化等の環境整備については、事業者の全責任において対策及び対応するものとします。

ナ 電気、通信、ガス、上水道、下水道（雨水管、污水管）は、各供給事業者と協議の上、事業者で必要な整備を行うと共に、諸施設の使用に必要な経費を負担するものとします。

二 事業者は、本事業開始前及び本事業終了後に出入口用地の土壌調査を行い、両土壌の状態に変化がないことを確認の上、更地返還するものとします。

ヌ 企業局があらかじめ承認した場合を除き、出入口用地に係る借地権の譲渡、土地の転貸又は建物の譲渡はできません。

### 3 応募資格

- (1) 応募者は、本事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する事業者とします。
- (2) 複数の法人で構成するグループによる応募の場合は、応募及び本事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人（以下「代表者」という。）をあらかじめ定めることとします。また、グループの構成員の役割分担を明確にすることとします。
- (3) 次のすべての条件を満たすことが必要です。（応募者がグループであるときは、その構成員の全てが条件を満たすこと。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されていないこと。

イ 会社更生法、民事再生法等による手続をしている団体でないこと。

ウ 会社法第824条の規定による解散命令を受けた者でないこと。

エ 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

オ 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。

カ 役員に破産者、禁固以上及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 本県から指名停止措置を受けていないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

なお、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

（ア）当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（イ）次のいずれかに該当する者

a 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

（ウ）（ア）又は（イ）の依頼を受けて応募を行う者

#### 4 現地説明会

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡するものとします。事前に連絡がない場合は、参加をお断りすることがあります。

- (1) 開催日時 令和7年6月26日(木) 午後2時から
- (2) 集合場所 幕張テクノガーデンD棟5階 千葉県企業局土地管理部第一会議室
- (3) 連絡先 千葉県企業局土地管理部土地事業調整課  
令和7年6月24日(火) 午後5時までに電話で申し込んでください。  
(TEL 043-296-8479)
- (4) その他 参加人員は、1法人3名(グループの場合は構成法人各3名)までとします。

#### 5 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年6月13日(金) 午前9時から  
令和7年6月30日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書(17ページ参照)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出し、電話による着信確認(土・日曜日及び国民の祝日を除く)を行ってください。(口頭による質問は受け付けません。)  
また、質問内容を正確に表現するために図面等が必要な場合は、質問書(様式1)とともに添付して提出してください。  
TEL 043-296-8479  
FAX 043-296-6441  
メールアドレス kgsoumu02@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 回答方法 ホームページで公表します。

#### 6 企画提案書の提出

- (1) 受付期間及び提出方法

ア 期間 令和7年7月14日(月) 午前9時から7月15日(火) 午後5時まで

イ 場所 〒261-8552

千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟5階

千葉県企業局 土地管理部 土地事業調整課

ウ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合、郵便書留により最終日午後5時必着のこと。

- (2) 提出書類の種類

ア 幕張新都心拡大地区共同溝(芝園) チャレンジ実証実験事業企画提案書(様式2)

イ 企画提案の概要(様式3)

ウ 法人概要(様式4。グループの場合は様式5)

エ チャレンジ実証実験事業計画概要(様式6)

オ 応募書類等誓約書(様式7)

カ 誓約書(様式8)

キ 役員等名簿(様式9)

※ウについては、添付資料として法人登記簿謄本（3か月以内のもの）、定款、貸借対照表（3期比較）、損益計算書（3期比較）、法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（直近1年間）などが必要（グループによる応募の場合は全構成員分必要）となります。（詳細は様式4又は様式5の説明書きを参照ください。）

※エについて、記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入してください。複数枚にわたっても構いません。

※キについては、グループによる応募の場合は全構成員分が必要です。

### （3）提出部数等

上記（2）の提出書類については、アからキの順に綴じ、正本1部及び副本9部（副本は複写可。）を提出してください。

## 7 事業候補者の決定

### （1）選定委員会による審査

企業局が設置する「幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）における有効活用事業者選定委員会」において各提案を審査し、事業候補者（最高得点者）及び次点の者を選定します。プレゼンテーション及び審査は7月28日（月）を予定しており、詳しい時間、場所等については、別途お知らせします。

### （2）審査基準

企画提案を審査する際の基準は、概ね審査基準（16ページ参照）のとおりとします。

100点満点中60点以上の者から事業候補者（最高得点者）及び次点の者を選定します。

なお、審査基準で定める11の審査内容の内、過半数以上の審査員が0点をつけたものがある場合、合計点数が60点以上であっても事業候補者として選定しないものとします。

### （3）審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知（グループの場合は、代表者に通知）するとともに、決定した事業候補者及びその提案概要、応募状況等については、千葉県ホームページにも掲載します。

決定した事業候補者が辞退若しくは決定を取り消された場合には、次点の者を事業候補者とします。

なお、審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、事業候補者無しとすることがあります。

## 8 共同溝の行政財産使用許可及び出入口用地の貸付契約の締結等

（1）事業候補者の決定後、共同溝については、事業候補者の申請に基づき、共同溝の使用許可を行い、出入口用地については、企業局と事業候補者の間で土地貸付契約を締結します。

（2）事業候補者が次のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての資格を取り消し、使用許可を行わず、契約を締結しないこととします。

ア 本要項「3 応募資格の（3）」の要件を満たしていないことが判明した場合

イ 正当な理由なくして企業局が指定する期日までに使用許可申請又は契約締結を行わなかった場合

ウ 事業候補者決定から使用許可申請及び契約締結までの間に、本事業の実施が確実でない、又は企画提案内容と本事業の内容に著しい相違があると企業局が判断した場合

エ 事業候補者から使用許可申請及び契約締結の辞退の申出があり、企業局が辞退申出に相当の理由があると判断した場合

(3) 使用許可及び契約締結に要する費用は、事業候補者の負担とします。

(4) 事業候補者については、行政財産使用許可及び土地貸付契約時に「3 応募資格(3) ク」に該当するか否かについて、千葉県警察本部に照会を行います。

事業候補者は、照会に必要な役員等名簿を、応募時、行政財産使用許可及び土地貸付契約時に提出するものとします。

(5) 共同溝の使用許可「行政財産使用許可申請書」(30 ページ参照)

ア 行政財産使用許可申請書の提出

事業者は、企業局が提出を求めた日から30日以内に以下の関係図書を添付し、行政財産使用許可申請書を提出するものとします。

(ア) 法人(公法人を除く。)の名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書並びに定款又は寄付行為

(イ) 許可申請に係る財産の所在、周囲の状況及び面積を示す図面

(ウ) 財産の原状変更を伴う場合は工事の方法、工事の時期及び原状復旧の方法を示す図書

(エ) 工作物(建物は不可)を設置しようとする場合は、当該設置予定の工作物(建物は不可)の構造を示す図面

イ 共同溝の年間使用料

「2 募集する企画提案(4) 提示条件等」に記載のとおり。

使用料は、企業局の発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとします。

支払が遅れた場合には、納入期日の翌日から納入した日までの日数につき、その金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延利息として徴収します。なお、既に納入された使用料は還付しません。

ウ 使用期間の開始日

令和9年6月14日以降となります。

(6) 出入口用地の土地貸付契約の締結等

ア 普通財産貸付申請書の提出

事業者は、募集時に提案した内容等に基づいて作成した事業計画書の添付及び必要事項を記載し記名・押印のうえ、企業局が提出を求めた日から30日以内に普通財産貸付申請書(31 ページ参照)を提出するものとします。

イ 土地貸付契約の締結 「土地貸付契約書(案)」(32 ページ参照)

普通財産貸付申請書の提出後、企業局の指定する日までに土地貸付契約を締結するものとします。

ウ 事業用定期借地権の設定

土地貸付契約は、事業用定期借地権の設定により行います。事業用定期借地権の設定は、公正証書により行うこととします。

なお、事業用定期借地権の設定は、借受人に優先分譲権を与えるものではなく、貸付期間満了後の優先貸付の権利を与えるものでもありません。

#### エ 土地貸付期間

令和9年6月14日から10年間です。（契約の更新はありません。）

#### オ 土地貸付料

「2 募集する企画提案（4）提示条件等」に記載のとおり。

土地貸付料は、土地引渡し日から発生し、毎月末日までにその翌月分を支払うものとします。ただし、土地引渡しが行われた月分の支払は、その翌月分の支払と併せて支払うものとします。

なお、1月分に満たない月分の支払は、1年を365日とする日割計算で支払うものとします。

支払いが遅れた場合には、納入期限の翌日から支払った日までの日数につき、その金額に年14.6パーセント（閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。）の割合により算定した額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を除く）を遅延利息として徴収します。

#### カ 土地貸付料の改定

企業局は、原則3年毎に行うことができることとします。なお、初回の改定時期は、土地引渡し日から3年を経過し4年未満となる年の6月1日とします。

改定方法は、改定年度の前年度の土地貸付料に、改定年度直近の年に公表されている総務省統計局の年平均消費者物価指数（全国平均・総合）を従前の土地貸付料改定時に採用した同消費者物価指数で除した数値を乗じて行います。

なお、初回の土地貸付料改定時に採用する「従前の土地貸付料改定時に採用する同消費者物価指数」は、契約年の指数とします。

#### キ 保証金

保証金額は、月額貸付料の12か月分とし、土地貸付契約を締結するときに、企業局が発行する納入通知書により納入するものとします。

支払いが遅れた場合は、納入期限の翌日から支払った日までの日数につき、その金額に年14.6パーセント（閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）の割合により算定した額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を除く）を遅延利息として徴収します。徴収した遅延利息については返還しません。

また、保証金には、利息を付さず、本貸付期間満了後、又は中途解約後に債権債務を相殺の上、事業者に戻還します。

#### ク 土地の引渡し

事業用定期借地権の設定後、企業局が指定した日に引き渡します。

## 9 その他留意事項

### （1）複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできません。また、一の法人は、複数のグループへの参加を通して二以上の提案をすることはできません。

### （2）費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

応募に関し使用する言語は日本語とし、通貨の単位は日本円とし、距離の単位はメートル法とします。

(4) 企業局からの提示資料の取扱い

企業局が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的に使用することはできません。

(5) 企画提案に係る著作権の取扱い

提案書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、事業候補者からの提案書類等については、企業局及び千葉県の広報活動等において無償で使用する事ができますこととします。

(6) 提出書類の複写

提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内、選定委員会等において、選定の検討に当たり千葉県が必要と認めるときに限ります。

(7) 提出書類の返却

事業候補者として選定されなかった事業者からの提案書類等その他提出された書類について、事業候補者の決定後10日以内に限り、事業者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。

(8) 提出書類の情報公開

提出書類（複写物を含む。）は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。

**【スケジュール】**

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 募集要項の配布         | 令和7年6月13日（金）～6月23日（月） |
| (2) 募集要項の質問受付       | 令和7年6月13日（金）～6月30日（月） |
| (3) 現地説明会           | 令和7年6月26日（木）          |
| (4) 企画提案書受付期間       | 令和7年7月14日（月）～7月15日（火） |
| (5) 選定委員会・プレゼンテーション | 令和7年7月28日（月）          |
| (6) 事業候補者の決定        | 令和7年8月上旬              |
| (7) 使用許可及び土地貸付契約    | 令和9年6月                |

**【企画提案の担当窓口】**

千葉県企業局土地管理部土地事業調整課

住 所 〒261-8552

千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟5階

TEL 043-296-8479

FAX 043-296-6441

メールアドレス kgsoumu02@mz.pref.chiba.lg.jp

## 対象地等の概要

|            | 共同溝                                                                                                            | 出入口用地                                                                                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財産区分       | 行政財産                                                                                                           | 普通財産                                                                                                                                       |
| 所在地        | 習志野市芝園                                                                                                         | 習志野市芝園 2-1-69, 85                                                                                                                          |
| 登記簿の地目     |                                                                                                                | 雑種地                                                                                                                                        |
| 都市計画区域     |                                                                                                                | 準工業地域                                                                                                                                      |
| 規模・面積      | 延長 約 1.0 km<br>面積 約 4,000 m <sup>2</sup><br>内空 幅員 5.7m×高さ 3.7m～幅員<br>4.05m×高さ 3.05m の 3 タイプ<br>(拡大地区共同溝全体図を参照) | 1,643.47 m <sup>2</sup> (実測面積)                                                                                                             |
| 現 況        | 一部暫定利用として植物工場事業に係る栽培設備等が設置されています。                                                                              | 鉄骨造平屋建て(延床面積: 94.25 m <sup>2</sup> ) が 1 棟建築されています。<br>共同溝への出入口が設置されています。                                                                  |
| 貸付方法       | 使用許可(原則 5 年間)<br>行政目的上等の支障がなければ更新可能(出入口用地の借地期間が上限となります。)                                                       | 貸付(事業用定期借地 10 年間)                                                                                                                          |
| 使用料及び貸付料単価 | 770 円/m <sup>2</sup> 年(別途、消費税及び地方消費税がかかります。)                                                                   | 令和 8 年 7 月 1 日以降に行う不動産鑑定士 2 者による賃料の鑑定評価額を令和 9 年 6 月 1 日時点に修正した金額を勘案して、別に企業局長が定めるものとします。<br>【参考貸付料】 207 円/m <sup>2</sup> (令和 7 年 6 月 1 日時点) |
| その他        | ○使用する延長、箇所等は、「規模・面積」欄の範囲内で事業者が提案するものとします。                                                                      | ○共同溝の管理上、企業局も当該土地を使用することから、建屋(共同溝出入口を含む)の一部及び駐車用地については、企業局も利用できるものとします。<br>○貸付をうける面積、箇所、用途等は、「規模・面積」欄の範囲内で事業者が提案するものとします。                  |

## 審査基準

| 審査項目                   | 審査内容                                                         | 配点    |
|------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 実証実験事業<br>計画の実現性       | ○実証実験の内容が適切であるか。                                             | 1 5   |
|                        | ○共同溝という特殊な環境において実現可能な計画であるか。                                 | 1 0   |
|                        | ○先進的な取組や社会貢献に繋がる内容であるか。                                      | 1 0   |
|                        | ○貸付期間内における事業のスケジュール設定は適切か。                                   | 1 0   |
| 実証実験事業<br>遂行能力の<br>信頼性 | ○実証実験を実施するうえで、会社経営が安定しており、運営能力があるか。                          | 1 0   |
|                        | ○提案事業の実績があるか。（自動搬送システムを含む。）                                  | 1 0   |
|                        | ○事業の準備期間から終了後までの運営体制が明確か。                                    | 1 0   |
| 地域貢献への<br>取組           | ○幕張新都心や千葉県のイメージアップに繋がる事業内容か。<br>（設備や生産品、流通等における先進性や斬新性・安全性等） | 1 0   |
|                        | ○物品や役務等の地元調達が計画されているか。                                       | 5     |
|                        | ○地元自治体や地元企業との連携を図る計画となっているか。                                 | 5     |
|                        | ○視察者の受入れに対しての協力体制が整っているか。                                    | 5     |
| 合 計                    |                                                              | 1 0 0 |

### グループ応募に係る団体審査基準

|                                                              |       |       |
|--------------------------------------------------------------|-------|-------|
| グループの設立の経緯は明らかになっているか、必要性は妥当なものか、構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか。 | 妥当である | 妥当でない |
|--------------------------------------------------------------|-------|-------|

## 幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）チャレンジ実証実験事業 質問書

令和7年 月 日

法人名：

(グループの場合は代表者である法人)

所在地：

代表者名：

|                    |       |                      |
|--------------------|-------|----------------------|
| 担当者                | 役職・氏名 |                      |
|                    | 連絡先   | ※電話、FAX、Eメールアドレス等を記載 |
| 質問事項（関連する募集要項のページ） |       |                      |
| 質問内容               |       |                      |

※ グループの場合は、代表者である事業者が取りまとめのうえ質問してください。

※ 質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。

## 幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）チャレンジ実証実験事業 企画提案書

令和7年 月 日

千葉県企業局長 野村 宗作 様

法人名：

(グループの場合は代表者である法人)

所在地：

代表者名：

幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）チャレンジ実証実験事業の企画提案について、  
関係資料を添えて提出します。

担当者連絡先

所属：

役職名：

氏名：

TEL：

FAX：

メールアドレス：

## 企画提案の概要

- 1 法人概要 ※様式4又は5の記述内容を要約して簡潔に記載してください。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 法人名<br>(グループの場合は代表者である法人) |  |
| 実証実験事業<br>実現能力            |  |
| 実証実験事業の実績                 |  |

- 2 事業計画 ※様式6の記述内容を要約して簡潔に記載してください。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 事業形態               |   |
| 共同溝使用面積            | ㎡ |
| 実証実験事業実施<br>スケジュール |   |
| 実証実験事業の特徴          |   |

- 3 企画提案の特色、アピール点、千葉県及び県内地域にとってのメリット等

|  |
|--|
|  |
|--|

※この様式は、1ページ内に収まるように記入してください。

## 法人概要

### 1 法人名

|  |
|--|
|  |
|--|

### 2 本社所在地

|  |
|--|
|  |
|--|

### 3 決算状況

直近3事業年度の財務指標等について、その総額を記入してください。

(単位：千円)

| 法 人 名               |               |               |               |        |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 項目 \ 期              | 令和    年<br>月期 | 令和    年<br>月期 | 令和    年<br>月期 | 3 年間平均 |
| 売上高                 |               |               |               |        |
| 売上総利益               |               |               |               |        |
| 経常利益                |               |               |               |        |
| 利益剰余金               |               |               |               |        |
| 営業キャッシュ<br>フロー (注1) |               |               |               |        |
| 支払利息                |               |               |               |        |
| 受取利息配当金             |               |               |               |        |
| 総資本                 |               |               |               |        |
| 固定資産                |               |               |               |        |

|      |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|
| 流動負債 |  |  |  |  |
| 固定負債 |  |  |  |  |
| 自己資本 |  |  |  |  |

※ 注1については、下記の式による数値とすること。

営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却実施額 - 法人税住民税及び事業税 + 貸倒引当金増減額 - 売掛  
債権増減額 + 仕入債務増減額 - 棚卸資産増減額

#### 4 実証実験事業に関する総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力についてのアピール

#### 5 実証実験事業の実績（実績又は現在着手中の事業の内容）

##### \*添付書類

①法人登記簿謄本及び印鑑証明書（3か月以内のもの） ②定款、寄付行為、規約又はこれら  
に類する書類 ③貸借対照表（3期比較） ④損益計算書（3期比較） ⑤法人税、消費税  
及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所に係るもの）の各納税証明書  
（直近1年間） ⑥必要に応じ、上記3、4の記述内容に関連する説明資料、会社パンフレット等

## グループ概要

### 1 名称

|  |
|--|
|  |
|--|

### 2 グループの構成

| 構成区分      | 住所、法人又は団体名称、代表者及び役割分担等   |  |
|-----------|--------------------------|--|
| 代表<br>構成員 | 法人名                      |  |
|           | 所在地                      |  |
|           | 代表者名                     |  |
|           | グループにおける構成団体の役割分担及び責任分担等 |  |
| 構成員       | 法人名                      |  |
|           | 所在地                      |  |
|           | 代表者名                     |  |
|           | グループにおける構成団体の役割分担及び責任分担等 |  |
| 構成員       | 法人名                      |  |
|           | 所在地                      |  |
|           | 代表者名                     |  |
|           | グループにおける構成団体の役割分担及び責任分担等 |  |

### 3 団体の決算状況に関する資料

直近3事業年度の財務指標等について、その総額を記入してください。

グループで申請する場合、代表者及び構成員の全ての団体について作成してください。

(単位：千円)

| 法人名                |            |            |            |       |
|--------------------|------------|------------|------------|-------|
| 項目 \ 期             | 令和 年<br>月期 | 令和 年<br>月期 | 令和 年<br>月期 | 3年間平均 |
| 売上高                |            |            |            |       |
| 売上総利益              |            |            |            |       |
| 経常利益               |            |            |            |       |
| 利益剰余金              |            |            |            |       |
| 営業キャッシュ<br>フロー（注1） |            |            |            |       |
| 支払利息               |            |            |            |       |
| 受取利息配当金            |            |            |            |       |
| 総資本                |            |            |            |       |
| 固定資産               |            |            |            |       |
| 流動負債               |            |            |            |       |
| 固定負債               |            |            |            |       |
| 自己資本               |            |            |            |       |

※ 注1については、下記の式による数値とすること。

営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却実施額 - 法人税住民税及び事業税 + 貸倒引当金増減額 - 売掛  
債権増減額 + 仕入債務増減額 - 棚卸資産増減額

4 実証実験事業に関する総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力についてのアピール

5 実証実験事業の実績（実績又は現在着手中の事業の内容）

\*添付書類

①グループの協定書（任意様式） ②構成員全ての法人登記簿謄本及び印鑑証明書（3か月以内のもの） ③構成員全ての定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 ④構成員全ての貸借対照表（3期比較） ⑤構成員全ての損益計算書（3期比較） ⑥構成員全ての法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（直近1年間） ⑦必要に応じ、上記3、4の記述内容に関連する説明資料、会社パンフレット等

(グループの場合は代表者である法人)

ア 応募者が自ら事業を行う  
イ 応募者が子会社等を作って事業を行う

①事業者名

---

②本社所在地

---

③県内事業所名称・所在地（予定）

---

④県内事業所雇用者数（予定）

\*事業実施スケジュール（対応が必要な関係法令の内容と届出等の時期も記載）を添付

\*システム基本設計図、設備配置図等の図面を添付

## 5 事業収支計画等

事業収支計画概要

＊資金計画書等を添付

## 6 施工方法、維持管理方法等の概要、特徴

## 応募書類等誓約書

千葉県企業局長 野村 宗作 様

法人名：

(グループの場合は代表者である法人)

所 在 地：

代表者名：

印

幕張新都心拡大地区共同溝(芝園)におけるチャレンジ実証実験事業者募集要項(以下「募集要項」という。)に基づき応募申請を行うに当たり、下記のとおり誓約いたします。

### 記

- 1 募集要項の「応募資格」の要件を満たしています。
- 2 提出した応募書類等に虚偽不正はありません。
- 3 募集要項及び行政機関の指導を誠実に順守して事業を実施いたします。
- 4 共同溝を行政目的(電線、通信回線等の敷設)等で使用することとなった場合には、行政財産使用許可が取り消されうることを理解しました。

## 誓 約 書

私は、千葉県が千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）に基づき、暴力団を利用することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、公有財産の使用許可及び土地貸付契約に際して、下記の者に該当しないことを確認するため、千葉県からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて使用許可の申請を行う者

令和7年 月 日

千葉県企業局長 野村 宗作 様

所 在 地

(ふりがな)

商 号 名 称

(ふりがな)

及び代表者名

印

(注) グループによる提案の場合は、全構成員分の提出が必要です。

役員等名簿

( 枚目／全 枚)

| 商号又は名称（カナ） | 商号又は名称（漢字） | 氏名（カナ） | 氏名（漢字） | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住 所 | 役職 |
|------------|------------|--------|--------|------|---|---|---|----|-----|----|
|            |            |        |        | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |
|            |            |        |        |      |   |   |   |    |     |    |

注意： 法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和7年 月 日

（注1）グループによる提案の場合は、全構成員分の提出が必要です。

（注2）使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

所 在 地  
商 号 名 称  
及び代表者氏名

印

# 行政財産使用許可申請書

年 月 日

千葉県企業局長 様

申請者 住所  
氏 名

次のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので申請します。

## 1 使用の許可を受けようとする行政財産

(1) 所在地

(2) 区分

(3) 種目・構造

(4) 数量

## 2 使用の目的

3 使用許可期間 年 月 日から  
( 間)  
年 月 日まで

(図面添付のこと。)

※使用許可には、「幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）におけるチャレンジ実証実験事業者募集要項」  
に記載された事業実施上の要件等が「許可条件」として付されます。

# 普通財産貸付申請書

年 月 日

千葉県企業局長 様

申請者 住所  
氏 名

次のとおり普通財産の貸付けを受けたいので申請します。

## 1 貸付けを受けようとする普通財産

- (1) 所在地
- (2) 区分
- (3) 種目・構造
- (4) 数量

## 2 使用の目的

- 3 使用許可期間 年 月 日から  
( 間)  
年 月 日まで  
(図面添付のこと)

この契約書(案)を基本とし、事業者の形態・事業内容等により、内容の一部を修正することがあります。

## 土地貸付契約書（案）

貸付人千葉県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、甲が所有する物件表示記載の土地（以下「本件土地」という。）について、借地借家法（平成３年法律第９０号。以下「法」という。）第２３条第２項に定める事業用定期借地権の設定契約を以下の条項に従って締結する（以下、本契約により設定される借地権を「本件借地権」という。）。

### （借地権の設定）

- 第１条 甲は、本件土地上に建築する物件表示記載の建物（以下「本件建物」という。）所有を目的として本件土地を賃貸し、乙はこれを賃借する。
- ２ 本件借地権は、賃借権とする。
- ３ 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は、法第１３条の規定による本件土地上の建物の買取を請求しないものとする。
- ４ 本件借地権については、法第３条ないし第８条、第１３条及び第１８条並びに民法（明治２９年法律第８９号）第６１９条の規定の適用はないものとする。

### （用途等）

- 第２条 乙は、本件土地を専ら事業の用に供する建物を所有するため使用するものとし、居住の用に供する建物を建築してはならない。
- ２ 本件土地の面積は、別添地積測量図記載面積によるものとする。また、本契約締結の日以後に土地の実測面積と当該地積測量の面積図の面積の相違があった場合、甲及び乙は第６条及び第１０条に規定する本件土地の貸付料及び保証金の増減額請求は行わないこととし、その他何らの異議を申し出ないこととする。

### （建物の建築義務等）

- 第３条 乙は、物件表示に記載する条件に従い、かつ、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令及び諸規定を遵守し、契約締結後出来るだけ速やかに本件建物を建築し、業務を開始しなければならない。
- ２ 乙は、前項により本件建物を建築しようとする場合は、建築基準法に基づく建築確認申請前に、設計、図書等についてあらかじめ甲に提出し協議しなければならない。

### （幕張新都心計画との整合）

- 第４条 乙は、本件土地が幕張新都心に隣接することから、本件施設の建設及び管理に当たり、幕張新都心計画の実現のために甲から要請があった場合は、これに協力するものとする。

### （存続期間）

- 第５条 本件借地権の存続期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの１０年間とする。

(貸付料等)

第6条 本件土地の貸付料は、月額 円とし、期間が1月に満たない場合は、1年を365日として日割計算した額とする。

- 2 乙は甲に対し、毎月末日（末日が金融機関の休業日である場合は、その直前の営業日）までに、その翌月分を支払うものとする。ただし、土地の引渡しが行われた月の貸付料については、その翌月分の支払日に翌月分の貸付料と併せて支払うことができる。
- 3 甲は、貸付料の額を3年に一度改定することができるものとする。ただし、初回の改定時期は、土地引渡日から3年を経過し、4年未満となる年の6月1日とする。
- 4 貸付料の額の改定は、貸付料の改定を行う年度の前年度の貸付料の額に、貸付料改定年において公表されている直近の年の年平均の総務省統計局の消費者物価指数（全国平均・総合）を従前の貸付料改定時に採用した同消費者物価指数で除した数値を乗じて行うものとする。
- 5 甲は、前項の貸付料の額の改定をしようとするときは、改定日の3ヶ月前までに乙に通知するものとする。
- 6 前項までに規定する場合のほか、貸付料の額が地価、物価その他の経済事情の変動等により、又は類地の貸付料の額に比して著しく不相当となったときは、甲又は乙は貸付料の額の増減を請求することができる。

(建物の増改築等)

第7条 乙は、本件借地契約期間中に本件建物を増改築しようとする場合（建物滅失等による再築を含む。）、甲に対し、あらかじめ増改築（再築を含む。）の内容を書面により通知し、協議しなければならない。

(無断譲渡・転貸の禁止)

第8条 乙は、甲の書面による承諾なく、本件借地権の全部又は一部の譲渡、又は本件土地の全部又は一部の転貸、或いは譲渡又は転貸と同視できる経営委任、株式譲渡等をしてはならない。

- 2 甲が前項の譲渡に対する承諾を与え、本件借地権が譲渡される場合には、乙は、甲に対する第10条第2項の保証金返還請求権を本件借地権の譲受人に移転する手続を行い、甲はこれを承諾するものとする。
- 3 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所、又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件土地を使用させてはならない。

(中途解約権等)

第9条 乙は、事業用定期借地による貸付期間の途中であっても、事業継続が困難であると判断した場合で甲と協議し、その同意を得た場合、又は不可抗力（事業者の責めに帰すことのできない自然的、人為的現象）により事業の継続が不可能となった場合は、本契約を解除することが出来るものとする。

- 2 乙は、本契約期間中であっても、甲が共同溝を行政目的等で使用することとなり、本事業との同時利用が不可能となった場合は、本契約を解除することが出来るものとする。
- 3 乙が、前二項の規定以外の事情により本契約を解約した場合は、乙が甲の本契約による債務不

履行に起因して解約した場合を除き、甲は、乙に対して書面で通知して、乙が前項の規定により本契約の解除を甲に通知した時点において第10条第1項に基づき既に甲に預託されている保証金相当額を違約金に充当するものとし、これにより違約金が完納したものとする。

#### (保証金)

- 第10条 乙は、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約成立後、遅滞なく、甲に対し保証金として金                      円（月額貸付料の12カ月分）を預託しなければならない。
- 2 本契約の終了に伴い乙が本件土地を原状に復して甲に返還した場合において、甲は、本契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものがあつた時は、保証金の額から未払債務額を差し引いた額を、また、未払いの債務がない時は保証金の額をそれぞれ遅滞なく乙に返還しなければならない。
- この場合において、返還すべき金員には利息を附さないものとする。
- 3 前項の場合において、未払債務額を差し引いて保証金を返還する時は、甲は、保証金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 4 乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、保証金返還請求権をもって甲に対する貸付料その他の債務と相殺することができない。
- 5 乙は、甲の書面による承諾のない限り、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は、質入れその他の担保に供してはならない。

#### (土壌等)

- 第11条 甲及び乙は、本件土地の土壌に関して、自然的条件が原因とされる物質が存在する可能性があることを確認するものとする。
- 2 乙が建設計画に基づく施設等の建設工事に伴つて発生する土砂及びこれに混入し又は吸着した物（以下「建設発生土」という。）を、貸付を受けた土地の区域内（以下「自区域内」という。）の外に搬出処理せざるを得ず、かつ自区域内で行つた土壌調査によつて得られた数値が、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例」第7条に規定する安全基準を超えることが判明した場合でも、甲の定める「土地分譲における建設発生土等の処理に関する補償方針」の適用はないものとする。
- 3 乙は、本件土地について、事業開始前及び事業修了後に土壌調査を行い、甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の結果に変更がないことを確認の上、第13条第1項の規定に基づき、本件土地を甲に返還しなければならない。

#### (契約の解除)

- 第12条 以下の各号の一に掲げる事由が乙に存する場合において、甲がその相当期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。
- (1) 第3条に従つて本件建築をしなかつたとき。
- (2) 第6条に規定する貸付料の支払を3ヶ月以上怠つたとき。
- (3) 第7条に規定する通知を行うことなく、本件建物を増改築し又は再築したとき。
- (4) 第8条第1項に規定する承諾を得ないで、第三者に本件借地権の全部又は一部を譲渡し、あるいは本件土地の全部又は一部を転貸したとき、ないしは譲渡又は転貸と同視できる経営委任、株式譲渡等を行つたとき。

- (5) 第10条第5項の規定に違反して、保証金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき。
  - (6) 共同溝の使用許可条件等に違反し、共同溝の使用許可を取り消されたとき。
  - (7) その他本契約の規定に違反する行為があったとき。
- 2 甲は、乙が第8条第3項の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当する者と認められたときは、催告なしに本契約を解除することができる。
- (1) 本件土地を、暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
  - (2) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者という。以下「役員等」という。）が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者
- 3 第1項又は前項の規定により、本契約が解除された場合は、乙は、本件土地を甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。
- 4 甲は、第1項又は第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。
- 5 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （原状の回復義務）

- 第13条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物並びに本件建物に付随する諸施設の用に供する構築物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。
- 2 本件借地権が存続期間満了によって消滅する場合には、乙は、期間満了までに本件建物の取り壊し及び本件建物の賃借人の退去等本件土地の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、遅延期間に応じ、本件土地の貸付料の3倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

#### （貸付料等の納入）

- 第14条 乙は、第6条の貸付料を、本件土地引渡し以降、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに支払わなければならない。
- 2 乙は、第10条の保証金を、甲の発行する納入通知書により、 年 月 日までに支払わなければならない。

#### （遅延利息）

- 第15条 乙は、第6条第1項の貸付料及び第10条第1項の保証金を納入期限までに支払わない場合は、納入期限の翌日から支払った日までの日数につき、その金額に年14.6パーセント（閏年の日

を含む期間についても365日あたりの割合とする。)の割合により算定した額(当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を除く)を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(土地の引渡し)

第16条 甲は、第5条の存続期間開始の日に、土地を乙の使用を妨げる権利又は建物等の物件もしくは占有者がいない状態で乙に引き渡す。

この場合において、甲は土地の引渡証を乙に交付し、乙はその引受書を甲に提出するものとする。

2 前項において甲が乙に引き渡す土地の整備内容は、物件表示記載の本件土地の表示とおりとする。

(滅失又は毀損の場合の措置)

第17条 土地の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、乙はただちに応急措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従って処理するものとする。

2 前項の措置等に要する費用については、滅失又は毀損が乙の責に帰すべき事由によるときは乙の負担、甲の責に帰すべき事由によるときは甲の負担とし、それ以外のときは甲乙協議して定める。

(土地の保全義務等)

第18条 乙は、善良な管理者としての注意をもって土地の維持保存に努めなければならない。

2 土地の維持保存に関する第三者に対する損害賠償義務は、乙が負う。

(費用負担区分)

第19条 甲は、土地にかかる公租公課を負担し、乙は、土地の使用に伴う維持・管理等に必要な費用を負担する。

(違約金の徴収)

第20条 乙は、第12条の規定により甲が契約を解除したときは、解除した年度の貸付料の額の2倍相当額を甲に違約金として支払わなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償の予定とは解さないものとする。

(損害賠償)

第21条 甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(環境の整備)

第22条 乙は、建設等に起因する騒音等について環境対策を講ずるとともに、必要がある場合は、責任をもって適切な措置を講ずるものとする。

(実地調査、視察等)

第23条 甲又は甲の指定する者は、本契約に基づく乙の義務の履行状況を把握し、その履行を確保するために、いつでも乙に対し本契約にかかわる業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができ、乙は正当な事由がない場合はこれに応じなければならない。

2 乙は、甲及び地元自治体等の視察の要請に協力するものとする。

3 甲は、共同溝の管理上必要な場合、本用地に立ち入ることが出来るものとし、この場合、甲は緊急の場合を除き、事前に乙に連絡するものとする。

そのため、乙が本件土地に整備した駐車場については、甲も使用できるものとする。

(公正証書等の作成費用)

第24条 公正証書作成に係る費用（印紙税を含む。）は、乙が負担とする。

(契約書に定めのない事項等)

第25条 本契約に定めのない事項で、幕張新都心拡大地区共同溝（芝園）におけるチャレンジ実証実験事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のある事項は、募集要項の記載を適用するものとする。

(協議)

第26条 本契約に定めがなく、かつ、募集要項にも記載のない事項又は本契約の実施につき必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所を専属的合意第一審の管轄裁判所とする。

(強制執行認諾)

第28条 乙は本契約により生じる金銭債務を履行しない時は、催告を要しないで直ちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。

令和 年 月 日

甲 住 所 千葉市花見川区幕張町五丁目 417-24  
氏 名 千 葉 県  
千葉県企業局長 印

乙 住 所  
氏 名 印

※ 申請者がグループの場合は、代表者の扱いなどの条文を追加。

【物件の表示】

1 本件土地の表示

[物件 ]

所 在

地 番

地 目

地 積

2 本件建物の表示

所 在

構 造

建築面積

延床面積

用 途